

令和3年3月29日
事務連絡

各単位会長様
担当者様

日本行政書士会連合会
生活衛生業コロナ対策申請支援PT

生活衛生業コロナ対策申請支援事業
～具体的対応の流れについて～

「【日行連発第1774号】一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会からの支援要請について（お願い）」（令和3年3月17日付）にてご連絡させていただいた支援対応の実施については、現在のところ組合中央会において組合員に対する周知を進めており、今週より組合中央会での支援申込の受付が開始され、今後、日行連に順次「専門家（行政書士）支援申込書」が寄せられてくることとなります。日行連からは該当する単位会に当該「専門家（行政書士）支援申込書」をメール添付により送信させていただきますので、予めご案内申し上げます。各単位会におかれましてはご対応のほどよろしくお願い申し上げます。

対応の流れは、以下のとおりです。

1. <組合中央会⇒日行連>

組合中央会より、順次「組合員」からの「専門家（行政書士）支援申込書」（添付資料1）が日行連に送られてきます。

2. <日行連⇒単位会>

日行連では送られてきた「専門家（行政書士）支援申込書」を単位会別に振分けし、該当単位会にメール添付で送信いたします。（PDFデータ）

3. <単位会⇒相談員>

「専門家（行政書士）支援申込書」の送信を受けた単位会では、会内で当該支援申込に対応する「相談員」を選定し、当該「専門家（行政書士）支援申込書」を担当する「相談員」に送信してください。

※ 単位会におかれましては、日行連より「専門家（行政書士）支援申込書」の送信を受けてから起算して、概ね3日以内（土日祝日を除く）に相談を申込んだ「組合員」に「相談員」から連絡を入れるよう指導をお願いいたします

す。なお、単位会内の人選等の都合で、「組合員」への連絡が単位会が「専門家（行政書士）支援申込書」を受領した日から3日を超える場合には、予め単位会よりその旨の一報を「組合員」に連絡いただくようよろしくお願いいたします。

4. <相談員⇒組合員>

「相談員」より、支援を申込んだ「組合員」に連絡し、相談等の対応を行っていただきます。

5. <相談員⇒単位会>

「専門家（行政書士）支援申込書」に基づき相談等の対応を行った「相談員」は「生活衛生業専門家（行政書士）派遣支援事業実施報告書」（添付資料2）を単位会に提出いただきます。（※相談等の対応が全て完了した後、速やかに単位会に報告をいただくことを原則とします。ただし、担当した事業者の相談等対応が複数日に亘った場合は全て終了した後にまとめて日毎の報告書を提出していただきます。）

「相談員」への連絡事項について

単位会及び担当者におかれましては、相談員に予め以下についてご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

謝金について

謝金については、以下を基準とします。

<謝金基準>

一事業者の案件（原則：組合中央会で受付付番された一案件＝「専門家（行政書士）支援申込書」毎）について、

- （1）相談等対応時間（※複数日にまたがる場合を含む）の合計が2時間以内の場合 ⇒ 2万円
- （2）相談等対応時間（※複数日にまたがる場合を含む）の合計が2時間を超える場合 ⇒ 3万円

交通費について

交通費（公共交通機関の運賃、自動車の燃料代）については、以下を基準とします。

<交通費基準>

支援対象の組合員と面談を要する場合の移動のための交通費は、一事業者の案件について一律2,000円とします。（一事業者について複数回移動が伴っても交通費の総額は2,000円となります。）

なお、「【日行連発第 1774 号】一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会からの支援要請について（お願い）」にてご連絡させていただいた中で、「相談員」の方々からの報告書の提出を単位会で受けた後の具体的対応については追ってお知らせするご案内をいたしておりますが、現在、これについて組合中央会等と調整中です。

概要としては、原則 1 カ月（月末）毎の取りまとめ（第 1 回目は、4 月末での取りまとめとします。）とし、今後お送りする E x c e l の入力様式に、報告書の記載内容の一部を記載いただき、報告書と一緒に日行連に送付いただくことを想定しております。

また、単位会での本件への対応にあたっての経費（実費弁償）については、現在のところ、以下の項目について、想定いたしております。

- 1 単位会担当者による事業運営会議等の日当、会議費
- 2 相談員に対する配付物の印刷費用
- 3 情報処理、データ入力を目的とした臨時雇用費用（単位会での対応が困難な事務量の場合に限ります。）

※ 何れの場合も、領収書、明確な計算書を必要とします。

詳細については 4 月上旬を目途にご案内をさせていただきますのでご承知おきのほどよろしくお願いいたします。

以上何卒よろしくお願ひ申し上げます。

添付資料

- (1) 「専門家（行政書士）支援申込書」（組合中央会）
- (2) 「生活衛生業 専門家（行政書士）派遣支援事業実施報告書」